令和5年度年度更新の手続を行う事業主の皆様へ

令和4年度確定保険料の算定方法は 例年と異なります。ご注意ください。

令和4年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料 額を雇用保険分ごとに、前期(令和4年4月1日~同年9 月30日)と後期(令和4年10月1日~令和5年3月31 日) に分けて算出します。

※ これに伴い、年度更新申告書と確定保険料算定基礎賃金 集計表の様式を変更しています。(裏面参照)

令和4年度確定保険料は、次の手順で算定してください。

ステップ1

●「確定保険料算定基礎賃金集計表」に賃金の総額を記入し、 前期・後期別に集計します。

ステップ2

●「確定保険料算定基礎賃金集計表」の下段に新規に設けた「令和4 年度確定保険料算定内訳」欄を使用し、保険料算定基礎額と保険料額 を前期・後期別に算出します。

ステップ3

▶ ステップ2で算出した保険料算定基礎額と保険料額を、年度更新 申告書の下段に新規に設けた「②期間別確定保険料算定内訳」欄及 び申告書中段の「確定保険料算定内訳」欄に各々転記します。

詳しくは、同封の「申告書の書き方」パンフレット及び 厚生労働省ホームページをご覧ください。

「年度更新」と検索、又は右のORコードからアクセスできます。



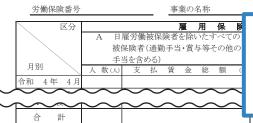




◎確定保険料算定基礎賃金集計表

令和4年度 確定保険料算定基礎賃金集計表/令和4年度確定保険料(雇用保険分)算定内訳

この集計表はきりとり線から切り離して、申告書の控えとあわせて保管してください。



新たに「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を設け ました。

前期・後期別の保険料額を算出し、申告書に転記し てください。

- 破保険者とならない代表者や取締役の役員報酬を含めていませ日雇労働者を雇用した場合、印紙保険料のほかに一般保険料
- 版保険日とはつないになる「米取締隊との人民事報酬できる」といる 日雇労働者を雇用した場合、日新紙保険料のほかに一般保険学 令和4年度確定保険料及びその算定基礎額の算定は、下 利用ください

令和4年度 確定保険料(雇用保険分)算定内訳 算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まて 区 分(適用期間) ①保险料算定基礎額 ③確定保險料額 イ) 千円未満端数切り捨て お)(イ)×(ハ)、端数は切り捨てない 前期分 1000分の 令和4年9月30日) 申告書②欄(へ) へ転託 申告書②欄(ヌ) (=)、端数は切り捨てない 後期分 1000分の (令和4年10月1日[~] 令和5年3月31日) 申告書②欄(ト) 〜転記 申告書図欄(ル) 〜転記 合 計 申告書②欄(ヘ)+(ト)と⑧欄(ホ)へ転記 《記入上の注音》

- 【①欄】適用期間に該当する保険料算定基礎額を賃金集計表から転記してください。千円未満の端数が生じる 場合は、その端数を切り捨ててください
- 【②欄】 適用期間に該当する雇用保険率を(ハ)、(ニ)に記入してください。
- 【③欄】(ホ)、(へ)については、①欄の額に②欄の率を乗じた額を記入し、一円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てないでください。(ホ)+(へ)については、その額に一円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。

◎年度更新申告書

